

下関市火入れに関する条例が 改正されます (令和8年1月1日施行)

これまで、下関市内の森林又は森林の周囲1キロメートル以内の土地で、田の畔焼き等を目的とした火入れを行う際の許可事項のうち、**強風注意報、乾燥注意報又は火災警報**が発令された場合は、火入れを中止するよう定められていますが、

令和8年1月1日からは、**林野火災注意報※1及び林野火災警報※2**が追加となりますので、発令された場合は、**火入れを中止**するよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

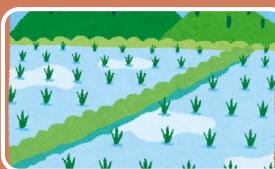
(※1林野火災に関する注意報 ※2林野火災の予防を目的とした火災に関する警報)

下関市火入れに関する条例



許可の申請

- ・火入れを開始する日の7日前までに市へ申請
- ・申請は、本庁又は総合支所建設農林（建設農林水産課）課へ！



許可書の交付

- ・許可条件（害虫駆除、開墾準備、地ごしらえ、焼畑、採草地の改良）
- ・許可の対象期間は交付日から起算して20日以内
- ・火入れが終了したら市へ許可証を返納



火入れの確認

- ・当日の天気及び注意報・警報や消防からの周知・広報を要確認！！



火入れの実施

- ・火入れの際に下記の注意報・警報が発令されたら即中止！！
- ・強風注意報
- ・乾燥注意報
- ・火災警報
- ・林野火災注意報 →追加
- ・林野火災警報 →追加

火入れの中止！

問い合わせ先

本 庁	農林水産整備課	森林係
菊川町	建設農林課	農林整備係
豊田町	建設農林課	農林整備係
豊浦町	建設農林水産課	農林整備係
豊北町	建設農林水産課	農林整備係

☎ (083) 231-1256

☎ (083) 287-4014

☎ (083) 766-2791

☎ (083) 772-4031

☎ (083) 782-1929